



くみあいニュース号外

2005 年度第 5 号
2005 年 12 月 19 日

島根大学職員組合広報部
内線 2198, ダイヤルイン 32-6407
E-mail union-s@sula0043.soc.shimane-u.ac.jp
WWW <http://sula0043.soc.shimane-u.ac.jp/kumiai/kumiai.html>

第 3 回学長交渉結果

組合は、12 月 14 日午後 2 時より、今年度第 3 回の学長交渉を行いました。結果は以下の通りです。

学長交渉 組合の初合意

今年度の給与改定 2 月実施を撤回

今年度の給与減はなし

妥結内容

これまで学長が提案していた本給の 0.3%減, 扶養手当 500 円減, 初任給調整手当 200 円減, の 2 月実施は撤回され, 3 月 31 日実施にし, 今年度の給与改定は実質しない。

つまり,

今年度の給与減はなくなりました。

給与に関する学長交渉のダイジェスト

学長会見 (2005 年 10 月 5 日)

今年度の給与改定は人勤を準拠し, 実質減とする。開始時期は, 1 月 1 日実施予定。

第 1 回学長交渉 (2005 年 11 月 10 日)

学長は, 今年度の給与改定の実施時期は, 2 月 1 日とすることを提案した。それを含め, 17 年度人事院勧告に対する論戦が行われる。時間切れにより再度交渉を持つことを合意。

第 2 回学長交渉 (2005 年 11 月 26 日)

交渉を今年度と来年度以降に分けて行うことを提案し, 今年度の給与改定について論戦が行われた。平行線のまま, 時間切れになるが, お互いに妥協しあうことを提案した。

第 3 回学長交渉 (2005 年 12 月 14 日)

今年度の給与改定の実施時期は, 3 月 31 日とし, 給与改定は実質しないことで合意。

このように、雇用主（学長）と交渉することによって今年度に限り給与減は回避されました。交渉すること自身が無駄とも思われていたことですが、今回はその努力が酬われたことになります。しかし、これは労働者としての権利を行使したにすぎません。この権利を放棄するのは簡単です。しかし、失われた権利を復活させるのは、並大抵のことではありません。雇用者に一方的に使役されるのではなく、対等な立場で協議しつつ、気持ち良く仕事ができる職場環境を整えるのが権利に対する義務だと我々は考えています。

さて、次からはいよいよ 2006 年度給与改定に関する学長交渉を行うこととなります。この案件は非常に大きな問題を抱えています。組合のみならず職員全員で立ち向かわなければなりません。しかし、現状の職場環境を考えたとき、給与減を反対することがいいことかどうか分からない部分もあります（ただし、人勸に則しての減は合理的で高度な必要性がないので反対です）。その点を包括的に議論した上でどう対応するか検討を重ねたいと考えています。とはいえそんなに時間がある訳ではありません。皆さまからのさらなる意見をお待ちしております。

組織拡大キャンペーン実施中

現在、組合では組織拡大キャンペーンを実施中です（来年 3 月まで）。

キャンペーン中の新規加入者は、組合費半額（～3 月まで）

期間中の組合費月額

= 基本給 × 0.35%（給料 30 万円の場合、1050 円、非常勤職員は 300 円）

勧誘者には、ビール券進呈

少しでも多くの方の加入をお待ちしております。